平成２１年（フ）第４４７号
奈良市柏木町290番地の５
債務者　野林多美子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９２号
奈良県天理市新泉町294番地
債務者　前田　正泰
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５６４号
奈良市田原春日野町１番地の１
債務者　三好　眞弓
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７２号
青森市大字大野字前田73番地34　前田荘１号
債務者　柳田　美紀
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
熊本県荒尾市東屋形３丁目４番地２　レグルス102号
債務者　江上　友子（旧姓城門）
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１９４８号
名古屋市守山区川東山601番地、住民票上の住所名古屋市名東区文教台１丁目501番地
三旺マンション第６上社203号
債務者　長屋　憲幸
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５号
佐賀県伊万里市大川内町甲4376番地８
債務者　草場　政勝
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６６号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲4008番地13
債務者　松尾　　栄
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第９５号
佐賀県唐津市相知町相知2357―８　天徳住宅14号、住民票上の住所佐賀県唐津市山下町1187番地１　フレンドコーポＢ―101号
債務者　山口　宏二
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１０２号
佐賀県唐津市肥前町入野甲2292番地１
債務者　大浦さよ子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１０号
佐賀県唐津市江川町786番地
債務者　野添　正人
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第１１７号
佐賀県唐津市神田1754番地２　県営アパート746号
債務者　橋口　政紀
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９０号
長崎県南島原市南有馬町戊164番地
債務者　佐藤　憲利
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
長崎県島原市下新丁2392番地１
債務者　島田　一美
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２１１０号
名古屋市中川区昭明町４丁目２番地　センチュリー21　302号
債務者　前泊　　誠
１　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿屋市旭原町2680番地10
債務者　小川　愛美
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
広島県福山市沖野上町１丁目12番29号
債務者　江野　久江
１　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４８３号
青森市大字奥内字宮田43番地５
債務者　吉崎　圀夫
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係